

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月13日
【会社名】	MIRARTHホールディングス株式会社 (旧会社名 株式会社タカラレーベン)
【英訳名】	MIRARTH HOLDINGS, Inc. (旧英訳名 Takara Leben CO., LTD.) (注)2022年6月24日開催の第50回定時株主総会の決議により、2022年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループCEO グループCOO 社長執行役員 島田 和一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 グループCFO 常務執行役員 経営企画本部長 山本 昌
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【縦覧に供する場所】	MIRARTHホールディングス株式会社北関東支店 (埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目20番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役兼グループCEO兼グループCOO兼社長執行役員島田和一及び取締役兼グループCFO兼常務執行役員経営企画本部長山本昌は、当社の第51期第3四半期（自2022年10月1日 至2022年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2【特記事項】

特記すべき事項はありません。